

お知らせ information

暮らし



国民年金から 国民年金保険料学生納付 特例制度の案内

国民年金は、20歳以上であれば学生も加入し国民年金保険料を納付しなければなりません。しかし、本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。

対象となる人は、学校教育法に規定する大学（大学院）や短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学

校（修業年限1年以上である課程）に在学する学生などで、本人の前年所得が次の計算式で計算した金額以下であることが条件です。

■所得の目安 128万円＋（扶養親族等の数×38万円）
ただし、学生納付特例の期間は年金額に反映されないことから、将来受け取る年金額を増額するためにも、後から納付（追納）することをお勧めします。

学生納付特例制度により、令和3年度に保険料納付を猶予されている人で、令和4年度も引き続き在学予定の人へ、3月末にはがき形式の学生納付特例申請書を送付します。同一の学校に在学されている人は、はがきに必要事項を記入して返送してください。（この場合、在学証明書または学生証の写しの添付は不要です）

■問合せ 室蘭年金事務所（お客様相談室 ☎ 0143-5011004）／住民課住民・戸籍年金グループ（☎ 7413002）

架空請求詐欺に注意！

道内の昨年の架空請求被害額は約4・4億円に上り、過去5年間で被害額が最多でした。昨年12月には札幌市で約1・66億円をだましとられる架空請求詐欺が発生し、道内の特殊詐欺被害では過去最高額となりました。

今年1月には、札幌市の80代女性が3400万円をだまし取られる特殊詐欺も起きています。主な手口は次の通りです。

被害者宅に防犯協会職員を名乗る男から「ボランティアに登録されている。大阪の〇〇さんがあなたの代わりをやってくれることになった」などと電話がありました。その数日後、災害支援団体職員を名乗る男から「〇〇さんが災害支援団体から不正融資を受け、金融庁に疑われている」などと言われ、数日後には金融庁職員を名乗る男から「不正融資を受けていないか。〇〇さんの件であなたも共

後期高齢者医療制度からのお知らせ

高額介護合算療養費は、医療と介護の両方を利用している世帯の自己負担を軽減する制度です。同じ世帯の被保険者が、1年間に支払った後期高齢者医療制度と介護保険の自己負担額の合計が限度額を超えたときは、その超えた額が後期高齢者医療制度および介護保険から支給されます。

なお、手続きには町の窓口へ申請が必要となります。ただし、次の場合は対象となりません。

- ・後期高齢者医療制度または介護保険の自己負担額のいずれかが0円の場合
- ・支給額が500円以下の場合

■自己負担限度額表 【1年分の自己負担額の計算期間：8月1日～翌年7月31日】

負担割合	区 分	自己負担額の合計の基準額
3割	現役並み所得者	【課税所得 690万円以上】 212万円
		【課税所得 380万円以上】 141万円
		【課税所得 145万円以上】 67万円
1割	一 般	56万円
	住民税 非課税世帯	区分Ⅱ（※1） 31万円
		区分Ⅰ（※2） 19万円

- ※1 世帯全員が住民税非課税で区分Ⅰに該当しない人
- ※2 世帯全員が住民税非課税であり、世帯全員の所得が0円（公的年金収入のみの場合、その受給額が80万円以下、または老齢福祉年金を受給している人）

■問合せ 北海道後期高齢者医療広域連合（☎ 011-290-5601）
住民課国保医療グループ（☎ 74-3002）

お知らせ



融雪期の事故の防止

伊達警察署から

●適切な時期の冰雪下ろしを

屋根からの冰雪落下による事故が発生しています。冰雪が屋根からせり出している軒下などは、危険なので、近づかないようにしましょう。

冰雪が落下する危険がある場所は、看板やロープなどに

犯。拘束されないためにお金を払ってください」などと言われ、現金を宅配便で送りま

した。金融庁職員を名乗る男と被害者は2年にわたり連絡をとっていましたが、最後に

「裁判が終わればお金が戻る」と言われ、連絡が途絶えてから詐欺だと気づきました。

「未払料金がある」「不正送金した」などと架空の事実を口実に現金を求める不審な

メールや電話がきたら、家族や知人、最寄りの消費生活センターおよび警察に相談しましょう。

■問合せ 産業振興課水産・商工グループ(☎74-3005)

より、歩行者に注意を促しましょう。

●複数による安全を確保した冰雪下ろし

屋根の冰雪下ろし中に、はしごや屋根から転落する事故も発生しています。作業するときは、補助者を置くなど複数で行うとともに、命綱や安全帯を装着するなど万全の措置を講じ、自身の安全を確保しましょう。

●除雪機による作業中の安全確保

除雪機による除雪作業中に、衣類を巻き込まれたり、下敷きになるなどの事故も発生しています。除雪作業時は、作業に適した服装を着用し、エンジンを掛けたまま雪詰まりを取り除くなどの作業は絶対にやめましょう。

●運転免許更新講習

更新講習は新型コロナウイルス感染症防止の観点から、完全予約制となっています。日程を確認し、早めの更新をお願いします。

■問合せ 伊達警察署(☎22-01110)



国民健康保険一部負担金の減免制度

町の国民健康保険に加入している人で、災害や事業の休廃止・失業などの理由により世帯の収入が減少し、医療機関などの窓口で支払う医療費(一部負担金)の支払いが困難になった場合は、一定期間その一部負担金の減免または徴収(支払い)を猶予することができます。

減免対象

次のいずれかに該当する場合は減免または徴収猶予を申請することができます。

- ①震災、風水害、火災、その他の災害により死亡し、障害者となり、または資産に重大な被害を受けたとき
- ②干ばつ、冷害、凍霜害などによる農作物の不作、不漁、その他の理由により収入が減少したとき
- ③事業または業務の休廃止、失業などにより収入が著しく減少したとき

減免要件

次の全てに該当するときは減免を受けることができます。

- ①入院療養を受ける国民健康保険被保険者
- ②減免対象となる事由が発生したことにより、前年同時期の収入に比べ、現在の収入(見込み収入を含む)が減少している世帯
- ③世帯主および同じ世帯に属する被保険者の直近の収入合計額が生活保護基準額以下の世帯
- ④世帯主および同じ世帯に属する被保険者の預貯金合計額が生活保護基準額の3ヵ月分以下の世帯

※①～④の要件に該当しない場合でも、必要と認められるときは、一部負担金の徴収猶予を受けることができます。

減免期間

年間で3か月を超えない期間。

ただし、やむを得ない場合には、新たな申請により、再度審査を行ったうえで、減免を継続することができます。減免が適用されるのは、減免申請をした日からになります。

なお、原則として、すでに支払った一部負担金については減免の対象外です。一部負担金の徴収を猶予すると認めたときは、6か月を超えない期間とします。

申請に必要なもの

次のものを持参し、窓口にお越しください。

- ①一部負担金減免申請書(窓口に着用してあります)
- ②現在と前年の収入状況が分かる書類(給与明細書、年金支払通知書など)
- ③収入減少を証明する書類(離職証明書、雇用保険受給者証、雇災証明書など)
- ④世帯の国保加入者全員の通帳(記帳したもの)
- ⑤国民健康保険被保険者証
- ⑥マイナンバーカード
- ⑦その他必要と認める書類



※一部負担金の減免についての詳細は、担当までお問い合わせしてください。

■問合せ 住民課国保医療グループ(☎74-3002)



自動車税種別割の住所変更を忘れずに

自動車税種別割は、4月1日現在の登録に基づいて課税される税金です。

●引越して住所が変わったときなどは、運輸支局で変更登録をしてください。

・住所が変わったとき(変更登録)

・自動車を売買したとき(移転登録)

・自動車を使用しなくなったとき(抹消登録)

令和4年度の自動車税種別割納税通知書を確認に送付するために、3月中に手続きをお願いします。

●変更登録などが間に合わない場合

札幌道税事務所自動車税部に連絡するか、道税ホームページから自動車税種別割の住所変更手続きをしてください。

■問合せ 札幌道税事務所自動車税部(☎011-7461190) ※自動音声で案内します。

HP <https://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/zim/address/index.html>

[hokkaido.lg.jp/sm/zim/address/index.html](https://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/zim/address/index.html)

行政



北海道総合計画を見直しました

道では、新型コロナウイルス感染症拡大やデジタル化・脱炭素化の動きに対応するため、北海道総合計画を見直しました。このような重要課題への対応や北海道の強みを活かした政策を、道民の皆さんとともに進めていきます。

●北海道総合計画(2021改定版) <https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/sks/sogokeikaku.html>

■問合せ 北海道総合政策部計画局計画推進課(☎011-204-5630)

募集



健康づくり推進員募集

町では4月から新たに推進員としてボランティア活動をしてくれる人を募集します。健康について振り返り考えてみたい、また、健康づくり活動に積極的に参加したいという人、一緒に活動してみませんか。

■任期 4月1日から2年間

■申込期限 3月22日(火)

■問合せ・申込み 健康福祉センター(☎76-4006)

自衛官募集



■募集種目 ①幹部候補生②一般曹候補生③自衛官候補生

④予備自衛官補

■資格 ①22歳以上26歳未満の男女②18歳以上33歳未満の男女④18歳以上34歳未満の男女

の男女

■受付期限 ①4月14日(木)まで②5月10日(火)まで③4月1日(金)～5月20日(金)

④4月8日(金)まで

■試験期日 ①4月23日(土)、24日(日)のいずれか1日②5月20日(金)～29日(日)のいずれか1日③5月



気象台からのお知らせ



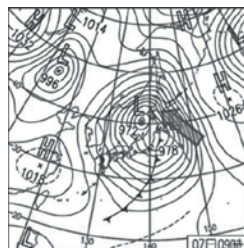
春の天気は変わりやすい

春といえば「昨日までは晴れた暖かい日が続いたのに、今日は急に寒くなり雪が降っている。」といった経験やイメージをお持ちではないでしょうか。

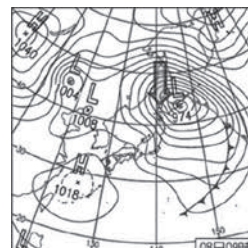
一般的に春の初めは、大陸の高気圧の勢力が弱まり、日本の東海上に太平洋高気圧が現れ、移動性の低気圧と高気圧が交互に日本を通過するようになります。低気圧の通過時は天気が悪くなり、高気圧に覆われると晴れて日中は気温が上昇します。また、低気圧の通過前には南よりの風が強まって気温が上昇し暖かくなりますが、通過後は一時的に西高東低の冬型の気圧配置となり、雪が降ることも多く寒の戻りにさらされます。

特に北海道はオホーツク海高気圧が現れると、冷たく湿った気流の影響で寒い日が続くこともあり、春先の低温は農業をはじめ北海道の一次産業に大きな影響を与えます。

春の天気は変わりやすく、気温も安定しない特徴があります。北海道では雪解けが進む3月以降にこのような傾向が見られることがありますので、テレビやラジオ、気象庁ホームページの情報を参考に、衣替えやタイヤ交換などを検討し、体調管理にも気をつけていただければと思います。



南東からの暖かく湿った空気が流れ込んで、雪解けが進みやすい天気図



北からの寒気が一気に入り、大雪や猛吹雪となることもある天気図

■問合せ 室蘭地方気象台(☎0143-22-4249)

心からおくやみ 申し上げます

故高清水八重子さん

■ 1月6日死去 ■ 92歳 ■ 遺族は寧さん ■ 蛇2区

故吉田智子さん

■ 1月14日死去 ■ 67歳 ■ 遺族は聡さん ■ 蛇3区

故大塚アイ子さん

■ 1月16日死去 ■ 87歳 ■ 遺族は衛さん ■ 青1区

故黒川正美さん

■ 1月19日死去 ■ 68歳 ■ 遺族は良子さん ■ 温8区

故佐藤ヒサエさん

■ 1月30日死去 ■ 96歳 ■ 遺族は平間純子さん ■ 洞仁会

故横山明男さん

■ 2月5日死去 ■ 83歳 ■ 遺族はアイ子さん ■ 大原

1月20日から 2月19日届出分

広報紙への掲載は申請手続きが必要です。

■ 資格 ①令和4年4月1日において高等学校または中等教育学校を卒業した日の翌日から起算して13年を経過し

生 ■ 募集種目 海上保安学校学



海上保安学校学生募集

事務所(☎ 0143-44-9533)

■ 問合せ 防衛省自衛隊札幌地方協力本部 室蘭地域

17日(日)のいずれか1日

27日(金)〜29日(日)のいずれ

相談



0118)

■ 問合せ 室蘭海上保安部

管理課(☎ 0143-23-

は、問い合わせてください。

試験の詳細などについて

29日(水)のいずれか

(日)、2次試験6月8日(水)

■ 試験日 1次試験5月15日

3月25日(金)

■ 受付期限 3月18日(金)

学校を卒業見込みの人

でに高等学校または中等教育

学校を卒業見込みの人

ていない人②令和4年9月ま

「行政に関わるくらし の無料相談会」開催

相続手続きや遺言書の作

成、契約手続き、また官公署

に提出する書類の作成などの

相談に応じます。

事前の予約は不要です。

■ 日 時 3月19日(土)、4

月16日(土) 9時30分〜12時

■ 場所 赤川集会所

■ 問合せ 北海道行政書士

会室蘭支部(☎ 76-3538

担当後藤)／住民課住民・

戸籍年金グループ(☎ 74-

3002)

無料法律相談会開催

金銭、相続、夫婦間、交通

事故、消費者問題のトラブル

などの相談に応じます。

必ず2日前の17時までに事

前予約してください。

定員(3人)になり次第締め

切ります。

■ 日 時 ①3月17日(木)、

②4月7日(木) 13時30分〜

15時

■ 場所 ①洞爺湖町役場

15時

②観光情報センター

■ 担当 ①本間寛菜弁護士

(北海道みらい法律事務所)

所)②阿部洋介弁護士(北

海道みらい法律事務所)

■ 問合せ 住民課住民・戸

籍年金グループ(☎ 74-

3002)

「働きたい」を応援する無料

出張相談会を開催します。と

まこまい若者サポートステー

ションは、働きたい人に向け

た就労自立支援施設です。そ

の他就労相談も歓迎です。

■ 日 時 4月14日(木) 13

時30分〜15時30分

■ 場所 ハローワーク伊達

■ 対象 おおむね15歳から

49歳の人・家族

■ 内容 就労相談・就労体

験他

■ 問合せ とまこまい若者

サポートステーション(☎

0144-84-8670)

寄付



●社会福祉協議会

▽匿名は2万円

△寄付物品▽

▽正源なみ子(蛇8区)

▽大友靖子(蛇8区)

▽岩倉三紀さん(蛇4区)

▽坂上昭郎さん(入4区)

▽J.Aとうや湖野菜集出荷セ

ンター

▽有レイクヒル・ファーム

▽ジューチーム

▽胆振西部会

わたしのうた

あぶた俳句会 2月定例会

絵葉書に跳ねるがごとく春の文字

千葉征子

嶺の雪に茜さしたり誕生日

矢野知子

あれこれとコロナも騒ぐ春一番

小笠原勇

寒の雨絵馬の墨字の滲みより

佐藤美風